

独立行政法人労働者健康安全機構の概要について

(目 的)

独立行政法人労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。その事業目的は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

(業務の範囲)

機構は、前記の目的を達成するため、次の業務を行っています。

- ① 療養施設の設置及び運営
- ② 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営
- ③ 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査、研究及びその成果の普及
- ④ 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査及びその成果の普及
- ⑤ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第3章に規定する未払賃金の立替払事業
- ⑥ 被災労働者（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営

- ⑦ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）第3条第1項及び第9条第1項に規定する給付金等の支払
- ⑧ ①から⑦の事業に附帯する業務
- ⑨ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第96条の2第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による立入検査
- ⑩ その他
 - ア 休養施設等の移譲又は廃止及びそれまでの間の運営
 - イ 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収
 - ウ 上記アからイの業務に附帯する業務

（労働者健康安全機構の本部及び施設）

別紙施設一覧のとおり（令和4年4月1日現在）

（その他）

関係法令、財務諸表及び中期目標等については、当機構のホームページを閲覧の上、御確認下さい。